

別紙 1（農地整備事業に係る運用）

第 1 趣旨

要綱第 2 の 1 の農地整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 事業施行地域内農用地 法第 87 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する「事業施行地域内農用地」をいう。
- 2 中山間地域 土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「令」という。）第 50 条の 2 の 8 に規定する「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」をいい、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。
 - （1）沖縄県若しくは奄美群島又は離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島
 - （2）豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域
 - （3）山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域
 - （4）半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された地域
 - （5）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2 項（同条第 3 項の規定により準用する場合を含む。）、第 42 条又は第 44 条第 4 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和 3 年度から令和 8 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特定市町村（同法附則第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和 3 年度から令和 9 年度までの間に限り、同法附則第 5 条に規定する特別特定市町村（同法附則第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
 - （6）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域
 - （7）旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和 27 年法律第 135 号）第 3 条の規定に基づき指定された地域又は事業施行地域内農用地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域（水田地帯を除く。）
 - （8）棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
 - （9）（1）から（8）までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める

地域

- 3 担い手 次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。
 - (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という）第 12 条第 1 項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体、又は、基盤法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。）であること
 - (2) 認定新規就農者（基盤法第 14 条の 4 に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体）であること
 - (3) 市町村基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体をいう。）であること
- 4 農地中間管理権 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 2 条第 5 項に規定する農地中間管理権をいう。
- 5 まとまりを有する農地 令第 50 条の 2 の 9 の「集団的に存在する土地」をいい、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 2 つ以上の農地が畦畔で接続しているもの
 - (2) 2 つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの
 - (3) 2 つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
 - (4) 段状をなしている 2 つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
 - (5) 2 つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
 - (6) その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの
- 6 経営等農用地 所有権若しくは利用権（基盤法第 4 条第 3 項第 1 号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場 3 作業の受託を行っているものをいう。）により経営されている農地をいう。
- 7 集積 経営体が経営等農用地を拡大することをいう。
- 8 集団化 同一の経営体の経営等農用地であって、まとまりを有する農地となることをいう。
- 9 集約化 同一の経営体の経営等農用地であって、1 ヘクタール（中山間地域及び樹園地にあつては 0.5 ヘクタール、都道府県知事があらかじめ地方農政局長等の意見を聴いた上で、1 ヘクタール以上の面積を定めたときは、その面積）以上のまとまりを有する農地となることをいう。

第 3 事業の内容

別表の区分の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業については、それぞれ当該各号に定める条件に適合することを要するものとする。

- 1 農業生産基盤整備事業及び農業生産基盤整備附帯事業
 - (1) 水田地帯において畦畔除去等簡易な整備を含む区画整理事業等の実施により、大区画化等高生産性ほ場の整備が図られること。

ただし、地域の地形条件、営農等により、本要件の適合が技術的に困難なもののうち、担い手又は農地所有適格法人等（農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法

律第 229 号) 第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。)及び特定農業法人(基盤法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人をいう。)をいう。以下同じ。)の農用地の集積に資するものとして適当と認められるものについては、この限りではない。

- (2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール(第 2 の 2 の(3)及び(5)の地域並びに離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域において行うものにあつては、20 アール。以下この号において同じ。)以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2/3 以上であること。

ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域(次のいずれかに該当する区域)については、その区域の面積を、区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。

ア 畑作についての営農計画が樹立されている区域(畑地、樹園地、田畑輪換区域等)

イ 30 アール以上の区画とすることによって土層の厚さが 30 cm 以下となり不良土層(基岩、盤層、礫層、泥炭層等)の出現のおそれのある区域

ウ 30 アール以上の区画とすることによって田差がおおむね 1.0m 以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域

エ 30 アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化(地下水層の切断等)させる区域

- (3) 高付加価値農業施設移転等事業を実施し、高付加価値農業の振興を図る場合にあつては、(2)にかかわらず、地域の実情に即したほ場区画の規模及び形状となるよう考慮するものとする。

- (4) 埋蔵文化財調査事業(別表 1 の区分の欄の 2 の事業種類の欄の(4)の事業をいう。以下同じ。)とは、別表 1 の区分の欄の 1 の事業種類の欄の(3)から(7)までに掲げる事業又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる別表 1 の区分の欄の 1 の事業種類の欄の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

2 営農環境整備事業

- (1) 農業集落道整備事業とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するものうち、農業生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、農業生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

- (2) 農業集落排水施設整備事業とは、農業生産基盤整備事業実施地区内の農業用排水の水質保全及び機能維持を図るために必要な排水施設であり、農業生産基盤整備事業実施地区内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該農業生産基盤整備事業と有機的かつ密接に連携するものであること。

- (3) 農業集落環境管理施設整備事業及び農作業準備休憩施設整備事業に当たっては、その用途に応じて適切かつ良好な農作業環境の改善、集落環境の保全、維持等が図

られるよう留意する。また、農業集落環境管理施設には、堆肥等を運搬する共同利用の施肥散布機械及び堆肥盤を含む。

(4) 用地整備事業の実施に当たっては、次に掲げる要件のいずれかに該当する用地等を整備するものとする。

ア 農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となる施設であって農地整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供するものであること。

イ 地方公共団体等が事業実施主体となって整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等であって、農地整備事業の実施に併せて整備することが確実であるものの用に供するものであること。

ウ 農家の世帯員の雇用促進に資する施設又は集落の活性化につながる施設の用に供するものであること。

エ 営農施設の撤去又は移転であって、農地整備事業の効率が高められ、かつ、農地整備事業の施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与するものであること。

(5) 営農用水施設整備事業の実施に当たっては、受益戸数がおおむね10戸以上、かつ、末端の受益戸数が2戸以上であるものとする。また、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意する。

3 農業経営高度化支援事業

(1) 指導事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。

ア 農業経営高度化支援事業の啓発普及

イ 農業経営高度化支援事業の実施状況の確認及び報告

ウ 農業経営高度化支援事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整

エ 市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等が行う、農業経営高度化支援事業のうち調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業に関する助言又は指導

(2) 指導事業は、農業生産基盤整備事業等（別表の区分の欄の1から3までの事業をいう。以下同じ。）の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度（以下「目標年度」という。）まで実施することができるものとする。ただし、農業生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3) 調査・調整事業の内容は、収益性向上に資する営農展開等の推進を図るために行うものとし、具体的には次のとおりとする。

ア 関係農家の意向調査活動

イ 農業機械の利用再編に関する活動

ウ 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動

エ 農地所有適格法人等の持続的な農業経営の確立に関する活動

- オ 土地利用調査・調整活動
 - カ 農業生産基盤整備事業等の開始年度以降の作物別の作付面積、単収・単価等の調査
- (4) 調査・調整事業は、農業生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から目標年度まで実施することができるものとする。
- (5) 耕地利用高度化推進事業の内容は、次のとおりとする。
- ア 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平
 - イ 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
 - ウ 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工
 - エ 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
 - オ 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
 - カ 転作後に必要な田面整地作業
 - キ その他農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
- (6) 耕地利用高度化推進事業は、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から目標年度まで実施することができるものとする。
- (7) 水田貯留機能向上支援事業（別表の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(4)の事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業の内容は、次のとおりとする。
- ア 本事業の啓発普及
 - イ 本事業の実施状況の確認及び報告
 - ウ 本事業の総合的な実施のための関係機関との調整
 - エ 調査・調整事業に関する助言又は指導、水田貯留機能向上推進事業に関する助言又は指導
 - オ 水田貯留機能向上の取組導入のための技術研修
 - カ 水田貯留機能向上の取組を広めるための調査・普及活動
 - キ その他水田貯留機能向上の取組に関する指導等の活動
- (8) 水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業の内容は、次のとおりとする。
- ア 関係農家の意向調査活動
 - イ 水利用・土地利用・作付調整活動
 - ウ 関係機関との調整活動
 - エ 水田貯留機能向上の取組導入のための広報活動、研究会等の開催
 - オ 研究機関等の助言指導を受けて行う水田貯留機能向上に関する活動
 - カ 水田貯留機能向上の取組の実施計画策定に関する活動
 - キ その他水田貯留機能向上の取組に係る調査・調整活動
- (9) 水田貯留機能向上支援事業は、農業生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。
- (10) 水田貯留機能向上推進事業（別表の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(5)の事業をいう。以下同じ。）の内容は、次のとおりとする。
- ア 水田貯留機能を向上するための畦畔の整備
 - イ 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え
 - ウ 暗渠の効果を高める補助的な暗渠の施工

- エ 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工
- オ 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備
- カ 安定的な排水機能を維持するための排水改良
- キ 水田貯留の支障となる湧水処理及び不陸均平
- ク その他水田貯留機能の向上に必要な条件整備等

(11) 水田貯留機能向上推進事業は、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度まで実施することができるものとする。

4 機構集積推進事業

機構集積推進事業の実施に当たっては、担い手への農用地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

5 共通事項

事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

第4 事業実施主体

要綱第4の農村振興局長が別に定める者は、次の各号に掲げる事業ごとにそれぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 1 農業生産基盤整備事業、農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業及び機構集積推進事業 都道府県
- 2 農業経営高度化支援事業（別表の区分の欄の4に掲げる事業をいう。以下同じ。）のうち指導事業 都道府県又は都道府県土地改良事業団体連合会
- 3 農業経営高度化支援事業のうち調査・調整事業及び水田貯留機能向上支援事業 都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等
- 4 農業経営高度化支援事業のうち耕地利用高度化推進事業 都道府県又は市町村
- 5 農業経営高度化支援事業のうち水田貯留機能向上推進事業 都道府県、市町村又は土地改良区

第5 採択要件

1 要領第4の4の(2)の定める要件は、次に定めるとおりとする。

(1) 目標年度において、次のいずれかを満たすこと。

ア 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,600円を下回ることが見込まれること。

イ 作物生産額（主食用米を除く。以下同じ。）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること。

(2) 事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること。

- (3) 事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれもおおむね 80 パーセント以下であること。
- 2 要領第 4 の 5 の収益性の向上に係る要件の細目は、次に定めるとおりとする。
- (1) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね 50 パーセントポイント向上する地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。
- ア 販売額が 20 パーセント以上向上することが見込まれること。
- イ 生産コストが 20 パーセント以上削減され、かつ、米の作付が行われる場合には、1 の (1) のアを満たすことが見込まれること。
- (2) 事業実施前から目標年度にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね 50 パーセントポイント向上しない地区については、目標年度において、次のいずれかを満たすこと。
- ア 販売額が 20 パーセント以上向上することが見込まれること。
- イ 生産コストが 20 パーセント以上削減され、かつ、1 の (1) のア又はイのいずれかを満たすことが見込まれること。
- 3 要領第 4 の 2 の (2) に掲げるまとまりを有する農用地の面積について、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局等の意見を聴いた上で、要領第 4 の 2 の (2) に掲げる面積を超える面積を事業の採択要件とすることができるものとする。
- 4 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあつては、第 6 の 6 に示す水田貯留機能向上計画が都道府県、市町村や土地改良区等の農業関係者等により策定されており、受益面積の 50 パーセント以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであるとともに、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実施する地域で実施すること。
- (1) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
- ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 6 月 10 日付け国水河計第 16 号・国水環第 26 号・国水治第 30 号・国水下事第 19 号・国水下流第 12 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）
- イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和 2 年 10 月 27 日付け国水河計第 39 号・国水環第 61 号・国水治第 85 号・国水下事第 38 号・国水下流第 26 号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）
- (2) 治水協定（既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
- (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

第6 計画の作成

- 1 都道府県知事は、整備計画の作成に当たっては、次の事項を記載するものとする。
なお、要領本文第4の4の(2)に掲げる、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上する地区については別記様式第1-1号により、おおむね50パーセントポイント以上向上しない地区については別記様式第1-2号により作成するものとする。
 - (1) 市町村が定めた農業構造改善目標
 - (2) 担い手等の見通し
 - (3) 農用地の流動化計画
 - (4) 農用地の集団化計画
 - (5) 経営体育成計画
 - (6) 土地利用計画
 - (7) 収益性向上計画
 - (8) 推進体制整備計画
 - (9) 農業生産基盤整備計画
- 2 都道府県知事は、整備計画の策定に当たっては、機構の長及び市町村長の協力のもと、機構法に基づき都道府県が作成する「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」並びに基盤法に基づき都道府県が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び市町村が作成する基本構想を踏まえることとする。
- 3 都道府県知事は、1の(7)の収益性向上計画の策定に当たっては、高収益作物への転換等による販売額の向上や農地の大区画化等による生産コストの削減によって収益性の向上を図るための具体的な取組方針を盛り込むものとする。
- 4 都道府県知事は、1の(8)の推進体制整備計画の策定に当たっては、機構と連携し、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関及び担い手の意見を聴取し、担い手による農用地利用が継続的に図られる体制を盛り込むものとする。なお、集落における話し合い等において、必要に応じて、事業実施区域の設定に当たり農用地の保全を図る取組（放牧等の粗放的管理、鳥獣緩衝帯の整備、林地化等）について話し合うこととする。
- 5 都道府県知事は、別表の区分又は事業種類の欄に掲げる事業のうち、次の各号に掲げる事業を実施するに当たっては、それぞれ当該各号に掲げる計画を作成するものとする。
 - (1) 高付加価値農業施設移転等事業
都道府県知事は、次に定めるところにより、高付加価値農業振興計画を作成するものとする。
 - ア 高付加価値農業振興計画は、優良農用地の確保と土地利用秩序の形成に資するための農用地の整備及び地域の実情に即した高付加価値農業の振興に関する計画とする。なお、高付加価値農業とは、消費者ニーズに的確に対応した収益性の高い農業で、次の手法により農産物の付加価値を高めるものをいう。
 - (ア) 当該地域に適した新たな農作物の導入又は地域の伝統作物の掘起こし

- (イ) 品質面で優れた品種、特別な販売方式等の導入
 - (ウ) 農作物の加工を通じた地域特産物の開発
 - (エ) その他適当と認められる手法
- イ 高付加価値農業振興計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(ア) 農業振興の構想

- ① 農業振興地域の開発整備の構想及び同構想の中で位置付けられる当該地区の農業振興の構想
- ② 高付加価値農業の振興が土地利用型農業の構造改善、地域の活性化等に与える影響

(イ) 高付加価値農業形成計画

- ① 高付加価値農業に関する営農計画
- ② 土地利用型農業区域と高付加価値農業区域の秩序のあり方
- ③ 農用地の権利移動状況
- ④ 各種計画との調整

(2) 営農環境整備事業

ア 都道府県知事は、必要に応じ次の事項に係る計画を定めるものとする。

(ア) 当該事業の目的

(イ) 費用負担予定者

(ウ) 工事計画

(エ) 費用の総額

(オ) 施設の整備を行う事業にあつては、施設予定管理者及び予定管理方法

(カ) 資金計画

イ アの計画を定めるに当たっては、当該事業計画、当該事業計画の変更を行う場合におけるその手続及び同意を要する変更事由について、あらかじめ費用負担予定者の同意を得るものとする。アの(オ)の事項を定める場合にあっては、同様にあらかじめ施設予定管理者の同意を得るものとする。

6 水田貯留機能向上計画

事業実施主体は、農地整備事業において、水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行うときは、実施地区ごとに別記様式第4号により、水田貯留機能向上計画を作成するものとする。

第7 計画の変更等

1 都道府県知事は、次に掲げる変更があつた場合には、その内容を踏まえて、整備計画の変更を行うとともに、翌年度の11月末日までに地方農政局長等にその旨を報告するものとする。なお、その報告は、別記様式第2号によるものとする。

(1) 担い手の変更（認定農業者、農地所有適格法人等の変更を含む。）

ア 担い手の追加

イ 担い手の交代

ウ 担い手の除外

- (2) 事業計画の変更
- (3) 目標年度の変更
- (4) その他整備工程計画の変更等に伴い事業実施期間における農用地の流動化計画、農用地の集団化計画、経営体育成計画及び収益性向上計画の内容に変更が生じた場合

第8 事業の達成状況報告

- 1 事業の進捗及び達成状況については、農業生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度、当該進捗及び達成状況を調査し、別記様式第3号により翌年度の9月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 要領第7の2に掲げる改善措置を講じるよう指導を受けた場合には、目標の達成に向けて、整備計画を見直し、指導を受けた年度の3月末日までに当該計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 整備計画の見直しに当たっては、指導を受けた年度の翌年度から目標年度までの毎年度の農地集団化率の目標値について、整備計画における農用地の集団化計画において設定することし、当該目標値の達成状況について、1に掲げる報告と併せて、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、農業生産基盤整備事業等の完了年度及び第6の6に示す水田貯留機能向上計画に位置付けられた目標年度に、水田貯留機能向上の取組の実施状況を調査し、翌年度の6月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 4の結果、水田貯留機能向上の取組が十分でない場合には、地方農政局長等は、対策の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

第9 助成

- 1 農地整備事業に係る要綱第8の経費とは、別記に掲げる費用とする。
- 2 別記の工事費には、非農用地に係る換地（換地上必要な工事を含む。）に必要な経費のほか、次に掲げる施設用地の整備等に関する事業の工事に必要な経費を含むものとする。
 - (1) 農業近代化施設用地
 - (2) 地方公共団体等が事業実施主体となって地域住民の生活環境の改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、保健医療施設、通信交通施設、行政施設等の施設用地
 - (3) 集落移転用地
- 3 別記の換地費には、確定測量費を含むものとする。
- 4 指導事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。また、水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- 5 調査・調整事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等

の開始年度から目標年度までにおいて実施するものとする。また、水田貯留機能向上支援事業のうち調査・調整事業の助成は、6の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

6 調査・調整事業の助成の限度額は、当該事業の受益面積ごとに区分する次の基準額に調整事業の実施年数を乗じた額とする。

(1) 60ヘクタール未満の場合にあつては、1,500千円

(2) 60ヘクタール以上200ヘクタール未満の場合にあつては、2,000千円

(3) 200ヘクタール以上の場合にあつては、4,000千円

7 耕地利用高度化推進事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から目標年度までにおいて実施するものとする。

8 水田貯留機能向上推進事業の助成は、農業生産基盤整備事業等の総事業費の2パーセントに相当する額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

9 水田貯留機能向上推進事業の助成単価は、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号農林水産省農村振興局長・生産局長通知。）別紙5別表2（以下「競争力要領別紙5別表2」という。）に規定された次の助成単価を乗じた額の合計を補助事業者に助成するものとする。

(1) 畦畔の整備にあつては、競争力要領別紙5別表2（9）イに規定する単価とする。

(2) 排水口の整備にあつては、競争力要領別紙5別表2（9）ウに規定する単価とする。

(3) 排水路の整備にあつては、競争力要領別紙5別表2（9）アに規定する単価とする。

(4) 暗渠排水にあつては、競争力要領別紙5別表2（5）に規定する単価とする。

(5) 湧水処理にあつては、競争力要領別紙5別表2（6）に規定する単価とする。

(6) 特認事業にあつては、競争力要領別紙5別表2（9）エに規定する単価とする。

第10 その他

1 別表の区分2から4までの事業は、法による土地改良事業以外の事業として実施するものとしているので、留意されたい。

2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。

3 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるも

のとする。

- 4 別表の区分4に掲げる事業の実施に当たっては、都道府県知事は、本事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないように配慮するものとする。
- 5 中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)のアの(オ)の「集落戦略」をいう。）が策定されている（見込みを含む）こと。

別 記

- 1 工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）
 - ア 純工事費
 - イ 測量設計費
 - ウ 用地費及び補償費
 - エ 船舶機械器具費
 - オ 全体実施設計費
 - カ 換地費
- 2 推進費
- 3 調査・調整費